

## 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種費用を助成します

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌が原因となる肺炎などの感染症を予防するワクチンです。町では、定期接種対象者(※1)を含めた65歳以上の方全員に、一部助成を行います。

(※1)定期接種対象者とは、特に接種を勧奨する方です。今年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方が対象です。

**対象者**●次のいずれかに該当する方

- ①町内に住所を有する65歳以上の方
- ②心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)のある60歳以上65歳未満の方

**助成期間**●4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

**接種回数**●1回(ただし過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方は対象になりません)

**助成額**●3,000円を助成します。

※接種費用のうち、3,000円を超えた金額を医療機関に支払ってください。

※生活保護世帯の助成対象者は、接種費用の全額が助成されます。

**接種方法**●肺炎球菌予防接種予診票を医療機関へ持参し、接種してください。予診票は、定期接種対象者には個別に通知し、その他の方には美郷町保健センター窓口で交付します。

その他詳しくは、町ホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

**問** 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

## 風しん予防接種について

妊娠初期に風しんにかかると、胎児も風しんウイルスに感染し、影響を及ぼすことがあります。これらを予防するため、風しん予防接種費用の助成を行います。

**対象者**●町内に住所を有し、今後も引き続き在任予定の方のうち、次のいずれかに該当する方

- ①今年度、満19歳から49歳になる方で、今後妊娠を予定または希望している女性
- ②妊婦のパートナーおよび同居家族(ただし妊婦が既に抗体のある場合は対象外となります。確認のため母子健康手帳をお持ちください。)

※風しんにかかった方、既に風しん予防接種を受けた方、町の助成を受けたことのある方、現在妊娠中の女性は対象になりません。

**助成期間**●4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

**助成額**●全額助成します。

**手続方法**●事前に手続きが必要です。次の書類等を持参のうえ、美郷町保健センターまでお越しください。

・本人であることを確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)

・母子健康手帳

**接種方法**●医療機関に予約し、保健センターから交付された予診票を持参して接種してください。対象となる医療機関については、下記までお問い合わせください。

**申・問** 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

## がん患者用補正具(頭髪補正具)購入費用を助成します

がんになっても、これまでどおり安心して暮らし続けられる社会を構築するため、がん患者の治療と就業の両立、療養生活の質の向上に向け、がん治療に伴う外見の悩みに対して支援することを目的として、がん患者用補正具(頭髪補正具)の購入費用の全部または一部を助成します。

**手続方法**●次のすべてに該当する方

- ①がんと診断され、治療を行っていること
- ②治療に伴う脱毛により、就労や社会参加等に支障があること
- ③助成申請の1年以上前から美郷町の住民であること

**補助額**●対象者1人につき上限額2万円

**申・問** 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

## 堆肥の購入費用を助成します

# 美郷ブランドゆうき応援事業

美郷町堆肥センターの堆肥を使用して「特別栽培米」を栽培・出荷した町内農業者へ、堆肥購入費の一部を助成します。

### ■「美郷ブランドゆうき応援事業」助成区分

区分	助成額
15kg袋入れ	130円
15kgペレット	260円
軽トラック1台分	800円
500kgバラ	1,000円
500kgフレコン	1,500円
2tトラック1台分	3,000円

### 平成29年度からの変更点

#### 「美郷ブランド10品目」への使用に対する助成の廃止

※美郷ブランドゆうき応援事業での助成は廃止されましたが、下記「美郷ブランド品目応援事業」での助成が拡充されます。

## 出荷販売経費の一部を助成します

# 美郷ブランド品目応援事業



### 美郷ブランド 10品目

・アスパラガス ・枝豆 ・キャベツ ・キュウリ ・トマト  
・ネギ ・ホウレンソウ ・シタケ ・スイカ ・花き

### ■「美郷ブランド品目応援事業」助成区分

区分	対象者	助成割合	
美郷ブランド品目 応援事業① (販売拡大助成)	・美郷ブランド10品目	販売額の2.0% ・100万円を超えた部分には、さらに1.0%を助成 ・300万円を超えた部分には、さらに1.0%を助成	
	・冬季栽培作物 (美郷ブランド10品目のほか、全ての園芸作物) ・農畜産加工品	冬季栽培作物を11月から3月に、または農畜産加工品を4月から3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明を提出できる方	販売額の3.0%
美郷ブランド品目 応援事業② (新規作付助成)	・初めて美郷ブランド10品目を作付し、販売した農業者等	美郷ブランド10品目の販売額が50万円超で、4月から3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方	美郷ブランド10品目の販売額の5.0% (新規作付から3年間)

### 平成29年度からの変更点

- ・販売拡大助成の4月から10月に出荷した美郷ブランド10品目に対する助成割合「1%から3%」を**「2%から4%」に変更**
- ・規模拡大助成の廃止
- ・新規作付助成の対象要件を「100万円超」から「50万円超」に変更

美郷ブランドゆうき応援事業および美郷ブランド品目応援事業は、**米の生産数量目標の達成や出荷証明書の提出などが必要となります。**詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908 (内線2705)